

日本語教育推進関係者会議の設置について

令和元年9月13日

関係省庁申合せ

1. 目的

「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、日本語教育推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

2. 委員

委員は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者のうちから、文化庁次長及び外務省大臣官房国際文化交流審議官が共同で委嘱する。

3. 座長

（1）関係者会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。

（2）座長は会務を総理する。

4. 会議の公開

（1）関係者会議は原則公開とする。

（2）関係者会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

関係者会議の事務局は文化庁及び外務省が共同で務める。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか、関係者会議の運営に関し必要な事項は、座長が関係者会議に諮って定める。

(別紙)

日本語教育推進関係者会議 構成員一覧

荒木 幹光	一般社団法人全国日本語学校連合会理事長
アンジェロ・イシ	武蔵大学社会学部教授
伊東 祐郎	国際教養大学専門職大学院教授、 一般社団法人全国日本語教師養成協議会会長
岩本 仁	学校法人福岡成蹊学園福岡外語専門学校理事長・校長、 全国専修学校各種学校総連合会副会長
神吉 宇一	公益社団法人日本語教育学会副会長、武蔵野大学准教授
小林 整次	愛知県教育委員会学習教育部長
小林 ミナ	早稲田大学大学院日本語教育研究科長・教授、 公益社団法人日本語教育学会副会長
佐藤 郡衛	明治大学国際日本学部特任教授
高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
チャド・マレーン	タレント
鳥田 浩平	一般財団法人自治体国際化協会理事
中村 文彦	横浜国立大学副学長・教授
西郡 仁朗	首都大学東京人文社会学部長
西原 鈴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長
福島 青史	早稲田大学大学院日本語教育研究科教授
村田 春文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部部長
山口 修	一般財団法人日本語教育振興協会理事
渡邊 貴和	横浜市国際局国際政策部担当部長

(五十音順、敬称略)